

浄水器の2次被害にご注意

<事例1>

一人暮らしの母が、5年前訪問販売で高額な浄水器を購入した。今年の5月「無料点検とフィルターの交換に行く」と電話があり、母は5年前と同じ業者だと思い来てもらった。点検後に「この浄水器ではだめだ。新しい浄水器にしたらフィルターの交換も不要だ」と業者から強く言われ、仕方なく契約した。業者は新しい浄水器を取り付け、古い浄水器を持ち帰った。落ち着いて考えたら、高額で支払いがしんどいので解約したい。持ち帰った浄水器は返して欲しい。

<事例2>

5年前訪問販売で浄水器を購入した。支払いが滞り信販から督促が来た。その直後、契約した業者ではなく別の業者が来訪した。「フィルターを交換しなければ水道水を使用しているのと同じだ。フィルターを交換するように」と言われたので「フィルターを交換するお金がない」と言ったら「浄水器は持って帰る。今後は信販にお金を払わなくて良い」と言われた。年金暮らしで支払いが大変だったので信用した。その後も信販から督促がある。浄水器はないし、お金を払いたくない。

アドバイス

2例とも5年前に訪問販売で浄水器を購入しています。以前契約した情報が知らない間に漏れて別の業者からの勧誘のターゲットになったと思われます。業者からすると以前の契約と関連のあるように言うほうが勧誘が容易になります。不要ならきっぱり断りましょう。訪問販売で契約した時は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば無条件解除が出来るクーリングオフ適用があります。不審な点があれば消費生活センターに相談してください。